

# 市町村との連携・協働 ～「奈良モデル」の主な取組事例～

総務部知事公室市町村振興課



©NARA pref.

# 目次

1. 消防の広域化を推進
2. 南和地域の医療提供体制の再構築
3. ごみ処理の広域化を推進
4. 道路インフラ(橋梁)の長寿命化に向けた支援
5. 市町村税の税収強化
6. 移動ニーズに応じた交通サービスの実現
7. 新たなパーソネルマネジメント
8. 県域水道ファシリティマネジメント
9. 社会保障分野の「奈良モデル」～ 医療・介護分野一体の取組
10. 県と市町村との連携・協働によるまちづくり
11. 新たな森林環境管理制度
12. 市町村財政の健全化の取組

### 発想の契機

- 救急搬送件数の増加や消防救急技術の高度化・多様化
- 南海トラフ巨大地震等大規模災害発生の懸念
- 老朽化した消防施設・設備の維持更新が困難 等

### 広域化実現のために県が果たした役割

- 広域化推進計画の策定など、県が強いリーダーシップを発揮
- 県広域消防組合への職員派遣などの人的支援を実施
- 広域化促進にかかる財政的支援の国への要望実施 等

### 消防の広域化で期待される効果

#### ■ 消防力の強化

- 本部の統合による現場要員増加
- 高度救助隊・山岳救助隊・水難救助隊新設
- 火災出動時の消防車両の増強
- 直近の消防署からの出動等による現場到着時間の短縮 等

#### ■ 財政的効果

- 高機能消防指令センターの整備等のコスト削減 **約39億円減**

### ■ 奈良県広域消防組合の概要

【平成26年3月31日まで】

11消防本部  
(奈良市・生駒市を除く  
37市町村の消防本部)

【平成26年4月1日から】

奈良県広域消防組合  
(37市町村1消防本部)

平成26年4月  
総務部門統合

平成28年4月  
通信部門統合

令和3年  
財務統合

本部所在地	橿原市
消防署数	18消防署
職員数	1,287名
保有車両数	380台
構成市町村	37市町村
管轄人口	約86万人
管内面積	3,361km <sup>2</sup> (R2.4.1現在)

組織は段階的に統合していき、対応能力もますます向上。

## (2) 南和地域の医療提供体制を再構築

広域連携支援型(2)

### 発想の契機

- ・町立大淀病院
- ・県立五條病院
- ・国保吉野病院

3つの公立病院(急性期)がそれぞれ医療を提供。患者数減少→医師数減少→医療機能低下→さらなる患者数減少という悪循環に陥っていた。

### 連携内容

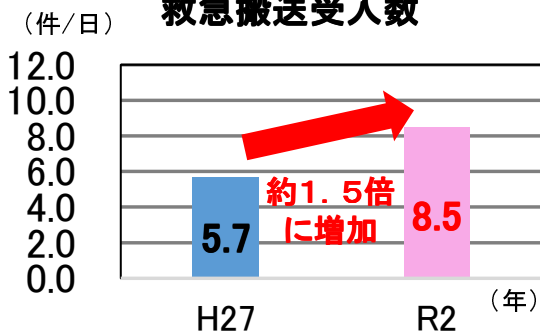
3つの公立病院を1つの広域医療拠点に再編。12市町村とともに、県が構成員として参加する全国でも珍しい一部事務組合で3病院の建設、改修、運営を行う。



急性期から慢性期まで切れ目のない医療提供体制を構築

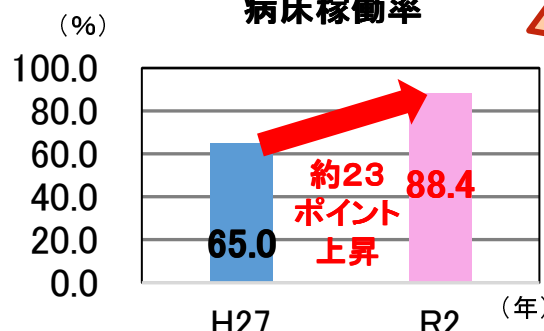
- ・救急搬送受入数や病床稼働率が増加
- ・ドクターヘリの運航により、一刻を争うけがや急病者の救命が可能に

### 救急搬送受入数



(再編前・3病院計) (再編後・南奈良総合医療センター)

### 病床稼働率



(再編前・3病院計) (再編後・3病院計)

### 【ドクターヘリ出動実績】

(令和2年度実績)

○件数: 441件 (1日平均1.3件)

○地域: 南和医療圏(187件)

東和医療圏(96件)等

#### 発想の契機

- ・県内約8割のごみ焼却施設が20年以上経過 → **施設更新・大規模改修が必要**
- ・処理人口5万人未満の**小規模施設が約7割**(17施設/25施設)

#### 解決策

- ・**ごみ処理施設整備に対し**、県は**技術的支援**とともに、市町村負担のうち、交付税を差し引いた額の一部(1/4~1/2)を県が補助する奈良モデルの**財政支援**を実施

#### ごみ共同処理への動き

**当初【25施設】→現状【21施設】→新たな広域化(想定)【15施設】**

- ① (H24.8設立) やまと広域環境衛生事務組合  
3市町(五條市、御所市、田原本町)  
3施設を1施設(H29.6竣工)
- ② (H28.4設立) 山辺・県北西部広域環境衛生組合  
10市町村(大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町、河合町)  
7施設を1施設
- ③ (H28.4設立) さくら広域環境衛生組合  
6町村(大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村)  
2施設を1施設
- ④ (H30.11協定締結) 橿原、高市地域  
3市町村(橿原市、高取町、明日香村)  
2施設を1施設



やまとクリーンパーク  
(H29年6月完成)

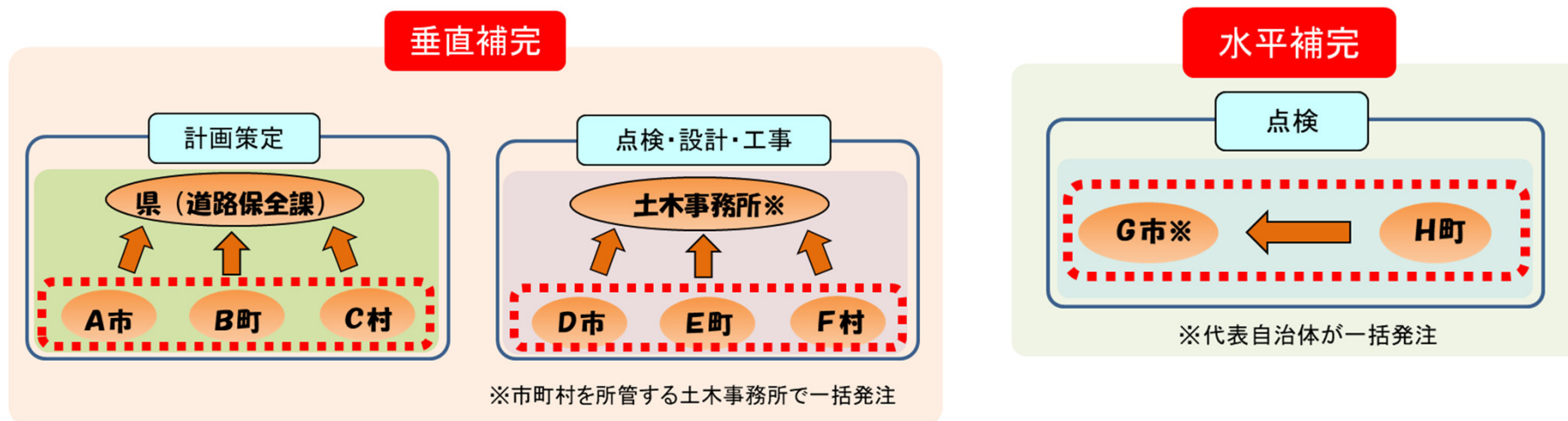
施設の統合整備(7施設→1施設)  
による焼却施設建設費(市町村実  
質負担分)のコスト削減(試算)  
**約100億円減**  
(約155億円→約48億円)

## (4) 道路インフラ(橋梁)の長寿命化に向けた支援

市町村事務代行型

県が一括発注する「垂直補完」と近接する市町村が共同で発注する「水平補完」を組み合わせることで、効率的な点検発注を実施。

橋梁補修設計業務及び補修工事では、県土木事務所へ市町村職員を派遣し、県発注の現場に携わることで、技術力の向上を図り、技術力の不足という課題の解決に向けた取り組みを行っている。



### 令和3年度までの取組

#### 【計画策定】

令和3年度までに、34市町村を支援。

#### 【点検】

《垂直補完》※県が一括発注

令和3年度までに、30市町村（2,890橋）を支援。

《水平補完》※近接する市町村が共同で発注

令和3年度までに、6市2町の4グループ（1,669橋）を実施。

#### 【橋梁補修設計・工事】

令和3年度までに、7市町村（設計18、工事13橋）を支援。

※市町村の職員は

- ・現場立会時、打ち合わせ時の同席
- ・発注に必要な資料作成
- ・警察協議など道路管理者として必要な協議などを県職員の協力のもと実施

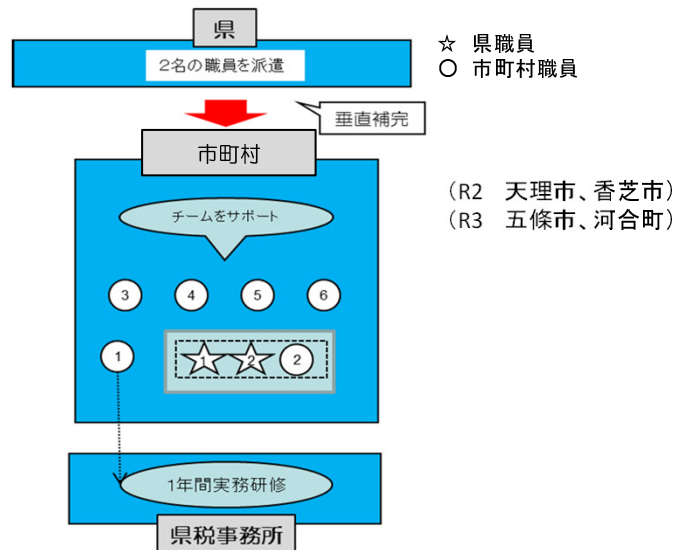


### 発想の契機

- ・滞納整理の**ノウハウやスキルの共有化**を図り、地方税の税収確保と徴収率の向上を図る必要性
- ・市町村では、滞納整理のノウハウやスキルが不足しているなど、徴収体制が不十分な場合もあり、県職員が先頭に立って働きかける必要性

### ①職員派遣型協働徴収

県と市町村は**相互に徴収職員を派遣(併任)し、県職員は派遣先市町村と協働して滞納整理を行う**とともに、**市町村職員は県税事務所において滞納整理技術の修得・向上**を図る。



### ②ネットワーク型協働徴収

7自治体(川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町)で**滞納案件を持ち寄り**、徴収の事例研究を行い、滞納整理ノウハウを共有。

### ③伴走型協働徴収

徴収事務上の課題を抱え、徴収率が低迷する団体へヒアリングを通じて抽出した課題解決のため**研修や個別相談を実施**。**滞納整理の実践までの総合的な支援を行い**、滞納整理ノウハウを共有。

### 効果

- ・県内市町村の平均徴収率、全国順位が向上

**平均徴収率 91.0% (H19) → 96.5% (R2)**  
**全国順位 38位 (H19) → 27位 (R2)**

- ・滞納整理のノウハウやスキルの共有により、各自治体の徴収力の向上につながり、職員派遣型及びネットワーク型双方の取組を県内で拡大していこうとの意識が高揚

## (6) 移動ニーズに応じた交通サービスの実現

広域連携支援型(1)

公共交通の維持・確保・活性化のため、「奈良県公共交通基本計画」及び「奈良県地域公共交通網形成計画」に基づき、県、市町村、**交通事業者等**が連携・協働して移動ニーズに応じた交通サービスを実現させる。

### I 平成24年10月～平成26年9月

- ・バス事業者より、中南和地域の**25路線45系統**について**廃止・縮減等の協議申し入れ**(平成24年10月)。
- ・地域交通に関わる関係者で、「**奈良県地域交通改善協議会**」を設立(平成25年2月)。
- ・移動ニーズに応じた交通サービスを実現するため、客観的な指標(バスカルテ)を活用しながら、個別の路線ごとに運行形態のあり方等を関係者間で協議。
- ・ルートやダイヤの改善等を行い、関係者の合意の下、上記の**25路線45系統**について**の協議が完了**したことを確認(平成26年9月)。

### II 平成27年6月～平成28年3月

- ・協議会を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会に改組(平成27年6月)。
- ・吉野町、大淀町、下北山村、上北山村、川上村の2町3村等で構成される南部地域公共交通活性化協議会が、従来の路線バスに代替して連携コミュニティバス(R169ゆうゆうバス)の運行を開始(平成27年10月)。
- ・「**奈良県公共交通基本計画**」及び「**奈良県地域公共交通網形成計画**」を策定(平成28年3月)。

### III 平成28年4月～

- 上記両計画に基づく施策・取組を推進
- ・宇陀市、曾爾村、御杖村の1市2村等で構成される宇陀地域公共交通活性化協議会が、従来の路線バスに代替して連携コミュニティバス(奥宇陀わくわくバス)の運行を開始(平成29年10月)
  - ・五條市、十津川村の1市1村等で構成される五條・十津川地域公共交通活性化協議会が、従来の路線バスに代替して連携コミュニティバスの運行を開始(令和2年10月)

### IV 令和4年4月～

- 奈良県公共交通基本計画の改定**(令和4年3月)
- ・公共交通の維持・充実を図るため、地域がより主体的に計画・運営に参画する取組を推進。行政、交通事業者(バス事業者以外も参画)、地域づくり団体など**多様な関係者が参画**。広域バス路線に加え、鉄道、タクシーなど既存の交通モードなど、エリア毎に**地域の輸送資源を総合的に捉え、公共交通全体の維持・充実について協議**を実施。

#### 地域交通改善協議会での検討状況



#### 日本一長いコミュニティバス(91km) (奈良県調べ)

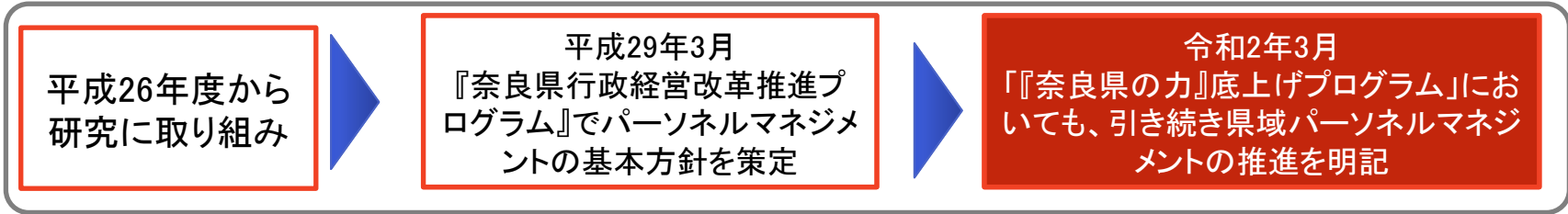


追



## (7) 新たなパーソネルマネジメント

広域連携支援型(2)  
市町村事務代行型



### 行政ニーズの変化

- ・ 少子高齢化に伴う新たな行政課題の増加及び行政需要の多様化
- ・ 国・県・市町村の役割分担の変化

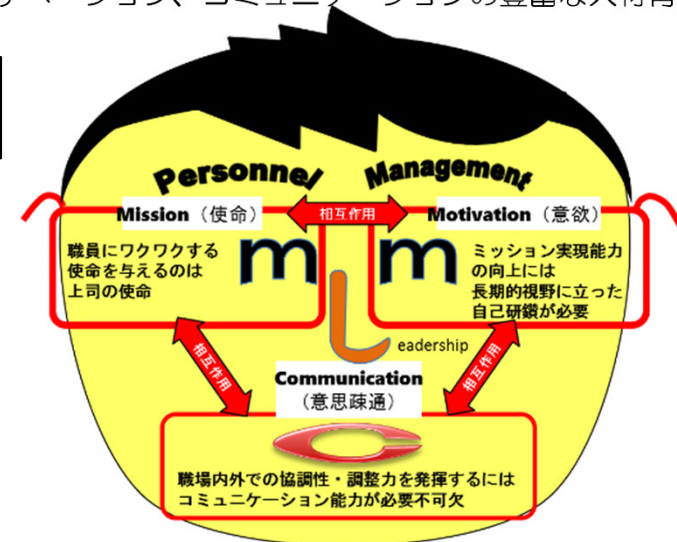
### 新しい組織・体制の構築の必要性

- ・ 新たな行政ニーズにチャレンジできる人材の育成
- ・ 県域で市町村職員や民間団体と協調できる  
コーディネーター資質のある県域人材の育成・確保

### 県域パーソネルマネジメントの推進

- ・ **市町村との人事交流**  
県職員の市町村等への派遣等を通じて、今後の県政を担う県域人材として育成を図る。  
また、不足している市町村の技術職員(土木、建築等)の確保を県として支援するため、市町村への職員派遣等を実施。
- ・ **市町村の人材育成支援**  
市町村職員を県で受け入れる実務研修員制度、県と市町村が相互に職員を派遣し研修を行う相互派遣研修制度、能力開発研修における合同研修等を実施し、市町村職員の人材育成を支援。
- ・ **市町村との採用共同試験**  
土木技術職員等、専門職の採用試験を、参加を希望する市町村と共同で実施し、人員の確保を目指す。

ミッション、モチベーション、コミュニケーションの豊富な人材育成



## (8) 県域水道ファシリティマネジメント

広域連携支援型(2)  
市町村業務への積極的関与型

### 発想の契機

人口減少等による水需要の減少、老朽化施設の更新や耐震化対応による投資費用の増大、技術職員の高齢化や職員数の減少など、将来の県市町村の水道経営は大きな課題に直面。

県及び市町村の連携による、施設投資の最適化、水源の適正化、業務の効率化や適切な人員配置等による組織体制の強化など、県域全体で取り組むことが必要。

### 取組内容

- 県営水道と市町村水道を「県域水道」として一体としてとらえ、市町村水道と県営水道の有する水道資産を総合的かつ長期的な観点により、**県がイニシアチブをとってマネジメントする「県域水道ファシリティマネジメント」(以下、県域水道FM)を推進。**
- 更に、個々事業体が単独で対応することには限界があることから、県・市町村の垣根を越えて水道事業者同士が広域に連携し県内の水道資源の効率的な活用の観点から、「**県域水道の一体化**」を、**県・市町村共同して目指す。**

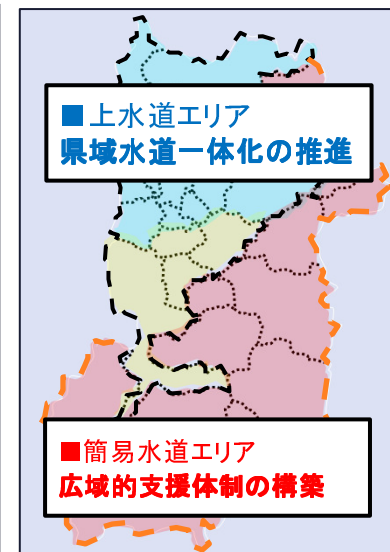
### 取組の状況・今後の展開

#### <上水道エリア>

- 県域水道FMの取組により、市町村の県水転換(県水率100%)が促進  
H23年度末:5市町村→ R1年度末:13市町村→ R2年度末:16市町村→ R5年度末:17市町村(予定)
- 奈良県及び関係27市町村、並びに奈良広域水質検査センター組合とで、現時点で合意すべき基本的事項を取りまとめ、令和3年1月25日に、水道事業等の統合に関する覚書を締結
- 統合形態は事業統合とし、令和6年度までの企業団設立、令和7年度までの企業団による事業開始を目指す。

#### <簡易水道エリア>

簡易水道事業への支援として、地方公営企業法の適用を目指し、国制度改正への対応支援及び広域的な共同管理体制に関する取組を推進する。



## (9) 社会保障分野の「奈良モデル」～ 医療・介護分野一体の取組

行政需要が高まる一方で、財政負担の増大が懸念される社会保障分野について、**県民の受益(地域医療の提供水準)と負担の双方**を見渡し、量的・質的な均衡を図るため、**県と市町村**、また**地域の医療関係者**など行政主体以外の活動主体も含めて**連携・協働**しながら医療・介護分野一体の取組を推進。

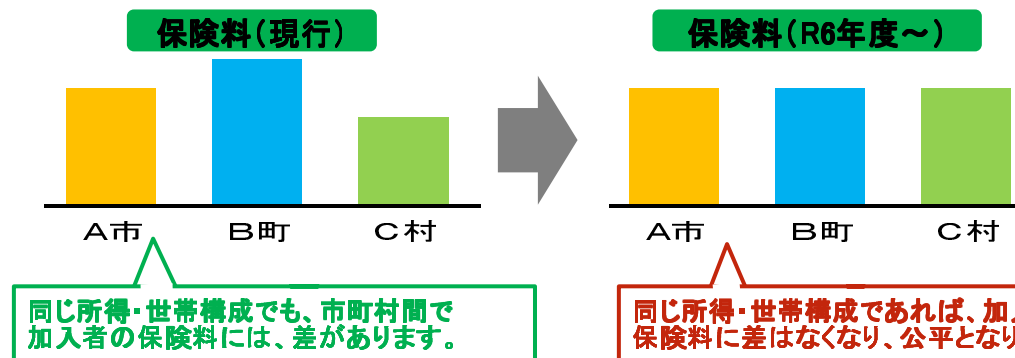
- ・国民健康保険の県単位化
- ・医療費適正化の取組
- ・奈良県地域医療構想の取組

一体的に推進

### ○国民健康保険の県単位化

平成30年4月から、県も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から県単位に拡大。これにより、予期せぬ医療費増等の財政リスクの軽減など**国保運営の安定化**につなげる。

**「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ」(令和6年度予定)**になることを目指し、**加入者の負担の公平化**につなげる。

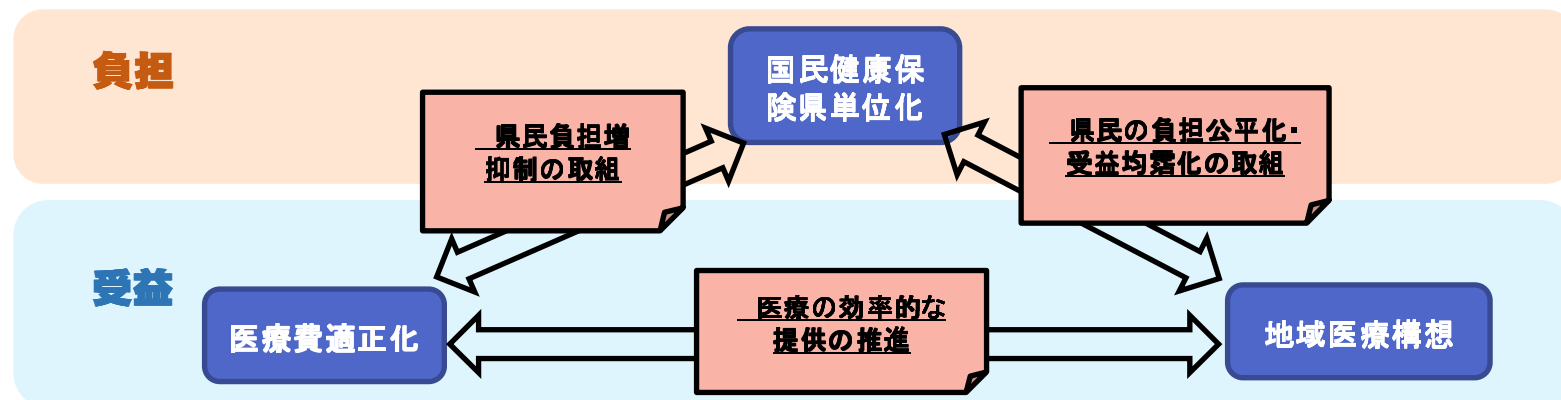


➤ 「奈良モデル」の一つの到達点として、**国保県単位化**の枠組みを整備（平成30年4月よりスタート、令和6年度完成）。

➤ 令和6年度に**保険料水準**を統一。  
一般会計からの**法定外繰入**は平成30年度に**解消**。  
⇒**県民の負担**（保険料負担）と**受益**（医療費）の関係を「見える化」。

➤ 県民負担の上昇を抑制するため、公費を有効に活用。  
**抑制的な医療費目標**を設定し、県が**医療費適正化**を主導する**体制を整備**。

県は、今後、県民の**負担と受益**を総合的にマネジメント



# ○医療費適正化等の取組を強化

県域で実施することにより効率的で効果的となる**医療費適正化の取組を、県と国保連合会内に設置した「国保事務支援センター」が連携して推進**。また、市町村が効果的に保健事業の取組が推進できるよう支援。

## 主な取組内容

### 県とセンターが連携して実施

- ①**後発医薬品の使用促進**  
・県域で統一的に後発医薬品差額通知を実施 等
- ②**医薬品の多剤投与・重複投与の適正化**  
・多剤・重複投与者への個別訪問指導の全県域での実施（薬剤師会とも連携） 等
- ③**糖尿病性腎症重症化予防**  
・「糖尿病性腎症予防プログラム」に基づく糖尿病受診勧奨 等
- ④**レセプトデータや国保データベースを活用した医療費分析と分析結果の具体的活用**  
・全県的及び地域差等に着眼した医療費分析に基づく医療費適正化、保健事業の具体的取組の推進

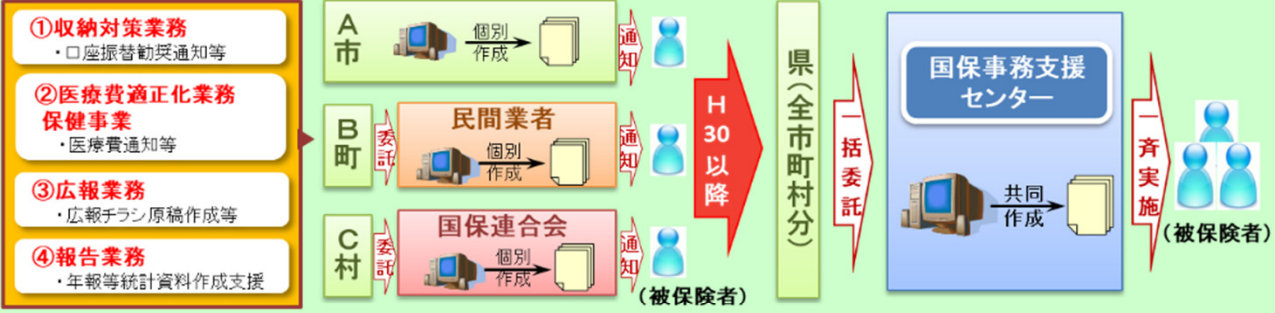
### 市町村の保健事業への支援

- ①**特定健康診査・特定保健指導の受診率向上**  
・国保データベースを活用した受診率向上の取組（未受診者への個別勧奨、未治療者への治療勧奨） 等
- ②**データヘルス計画策定及び評価**  
・データヘルス計画策定の支援 等
- ③**生活習慣病予防対策の企画・実施**  
・共通啓発ツールの作成、提供 等
- ④**専門職の資質向上**  
・特定保健指導等のためのスキルアップ講座

## 国保県単位化にあわせて事務処理統一化を推進

- ・業務の共同化、標準化を推進。
- ・国保連合会に奈良県独自の「国保事務支援センター」を設置。

### 業務の集約化 市町村毎に実施していたが、県単位化後はセンターで統一実施（事務の軽減）



### 業務範囲の拡充 これまで実施できなかった（実施してこなかった）事務



※県単位化後も、市町村と連携しながら、拡大について検討



# ○奈良県地域医療構想の実現に向けた県民の受益の均てん化 (県南部地域の医療提供体制の整備)



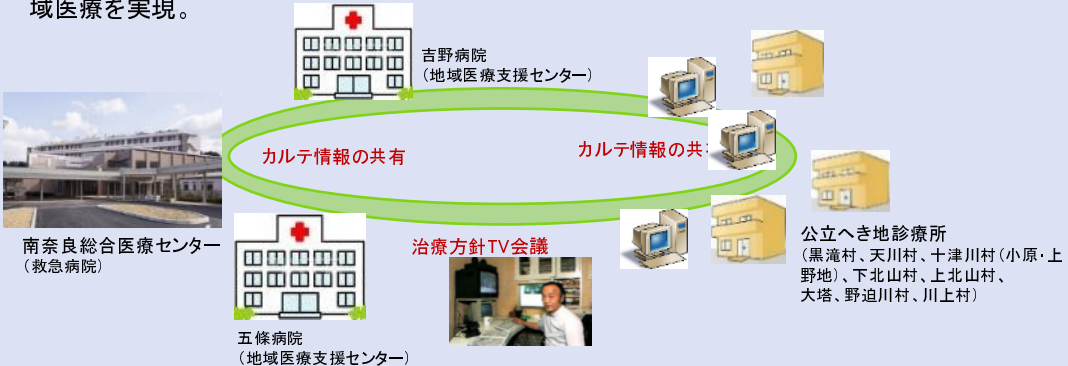
南奈良総合医療センターを中心とした  
病診連携・病病連携体制の構築

## ■南和地域の広域医療提供体制の再構築

・医療機能が低下している南和地域の3つの公立病院を、急性期・回復期を担う1つの病院と回復期・慢性期を担う2つの病院に役割分担を行い、医療提供体制を再編。

## ■「ふるさとネットやまと」の運用によるカルテ情報の共有

・南奈良総合医療センター(救急病院)、吉野病院・五條病院(地域医療センター)と公立へき地診療所間で、カルテ情報の双方向連携、治療方針等に係るTV会議システム運用を行い、安心できる地域医療を実現。



## ■南奈良総合医療センターに設置している「へき地医療支援機構」による支援

・代診医の派遣、巡回診療、へき地医療従事者研修などにより、地域医療を支援。

## ■南和周辺地区病院群輪番体制の確保

・南奈良総合医療センターを中心に、南和周辺地区の2病院(済生会御所病院、秋津鴻池病院)と連携して、休日・夜間の救急患者の受入体制(二次救急医療)を確保。

## ■三次救急拠点病院 奈良県立医科大学附属病院との連携

・南奈良総合医療センターでは対応できない急性心筋梗塞などの超急性期(三次救急)、がん放射線治療、分娩などについて、奈良県立医科大学附属病院と連携し、県南部地域におけるシームレスな医療提供体制を確保。

## ■在宅医療・包括ケア体制整備プロジェクト(県南部地域)

・南奈良総合医療センターを中心とした在宅医療体制の推進  
 ・市町村の枠を超えた社会資源の連携のしくみづくり  
 ・認知症初期集中支援チームの広域的な設置・活動 等

## (10) 県と市町村との連携・協働によるまちづくり

### まちづくりの課題

- 住宅地が30年以上経過し、住民も高齢化し、リニューアルが必要。  
(ニュータウンのオールドタウン化)
- 奈良県は、鉄道駅周辺の開発に手つかずのところが多い。
- 県、市町村の公有施設の老朽化が進み、リニューアル、利用形式の見直しが必要。

県と市町村で連携・協働した取組が必要。

まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、  
その方針が県の方針と合致するプロジェクトについて、

**県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施。**

### 連携協働のまちづくりのプロセス

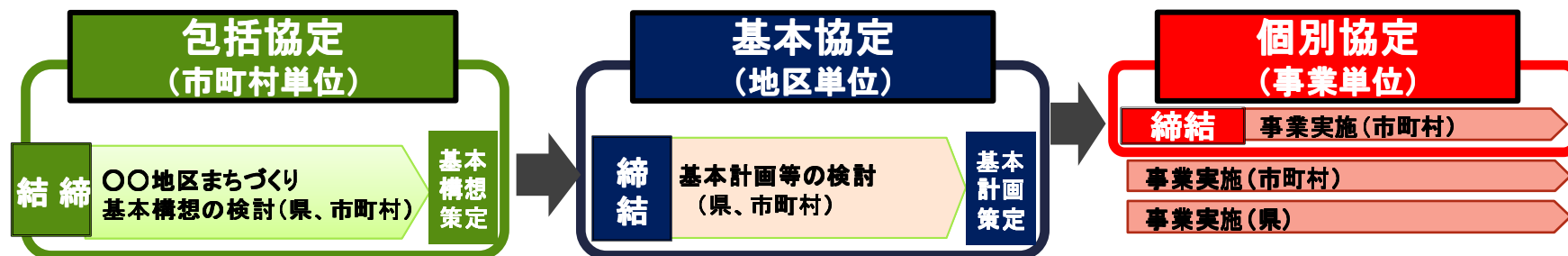
- 連携協働のまちづくりの地区を決め、単一、合同のまちづくりプランを作成する。
- 当該地での県事業、市町村事業、合同事業を確定し、役割分担を決める。
- 県は、市町村事業へ技術支援・財政支援(まちづくりの中心となる拠点施設等のハード整備に係る市町村負担の公債費のうち地方交付税算入額を差し引いた額の1/4補助、ソフト事業に係る市町村負担額の1/2補助、県有施設・県有地の貸付譲渡減額20%加算)を行う。

### 効果

- 一体的に検討することで、県・市町村職員に共通認識が発生し、それぞれのまちづくり能力が向上する。
- 県、市町村の施設、土地が有効に利用できる。
- 地元関係者の意見を合同でくみ上げることができる。

## ○まちづくり連携協定の進め方

プロジェクトの進捗にあわせ、段階的に協定を締結し、市町村を支援



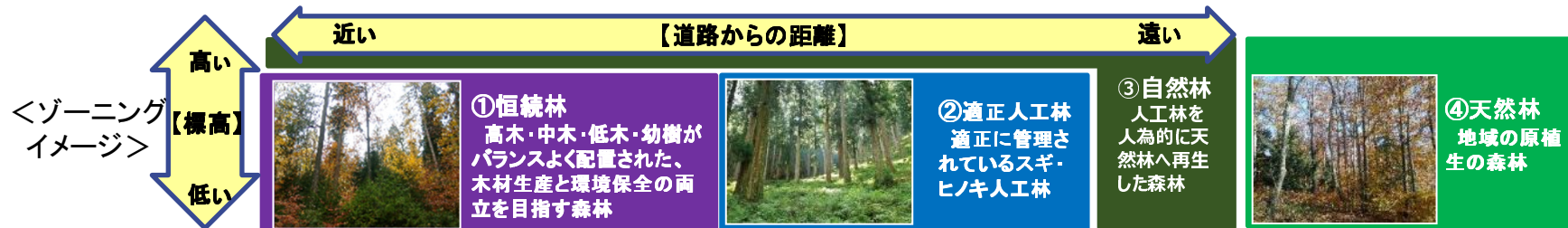
	包括協定	基本協定	個別協定
県の支援	先進事例の紹介や技術的助言など	技術的助言や事業メニューの紹介、関係機関との調整を円滑に進める支援など	◆ハード事業への補助 市町村負担額の1/4を県が補助等
	市町村との協働により基本構想・基本計画を策定 (市町村が負担する検討費用の1/2を県が補助)		◆ソフト事業への補助 市町村負担額の1/2を県が補助等

27の市町村、55地区と包括協定を締結(令和3年1月末時点)

天理市(H26.10.17)、大和郡山市(H26.11.19)、桜井市(H26.12.22)、奈良市(H27.1.23)、五條市(H27.2.20)、橿原市(H27.3.20)、大和高田市(H27.7.6)、高取町(H27.7.31)、御所市(H27.8.4)、三宅町(H27.9.17)、明日香村(H27.10.15)、宇陀市(H27.12.25)、大淀町(H28.2.22)、川西町(H28.8.2)、王寺町(H28.8.18)、御杖村(H28.9.2)、川上村(H29.2.16)、広陵町(H29.2.27)、東吉野村(H29.3.14)、十津川村(H29.3.16)、田原本町(H29.5.29)、上北山村(H29.9.28)、吉野町(H29.10.11)、斑鳩町(H30.3.22)、山添村(H30.4.11)、下北山村(H30.4.11)、黒滝村(H31.2.20)

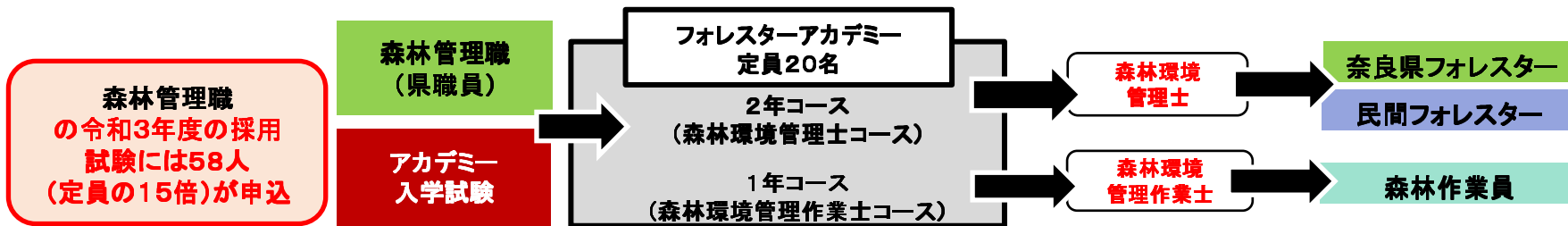
## 基本方向

- スイスの森林管理を参考に、「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」を施行(令和2年4月)
- 県内の森林を4つの区分(①恒続林、②適正人工林、③自然林、④天然林)にゾーニング  
森林の4機能(①森林資源生産、②防災、③生物多様性保全、④レクリエーション)を持続的に発現させる



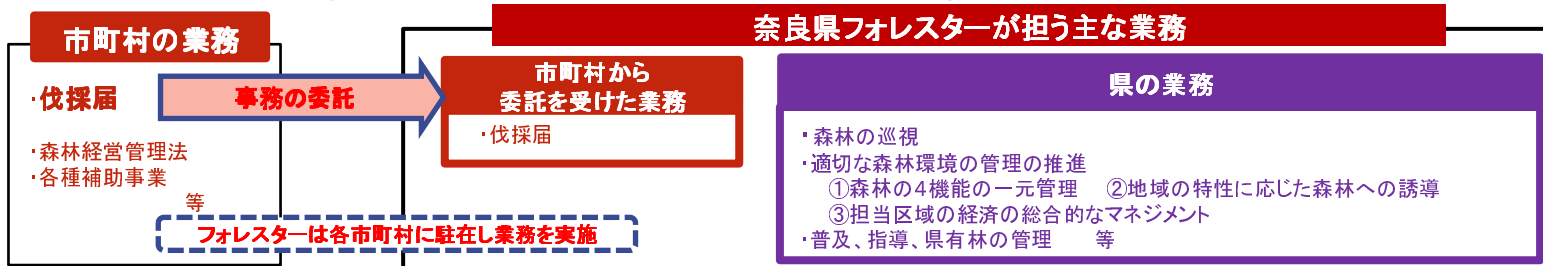
## 人材の養成

- 奈良県フォレスターアカデミーを令和3年に開校し、奈良県の森林・林業を担う人材を養成
- アカデミーを卒業した県職員を「奈良県フォレスター」に任命し、市町村に駐在のうえ森林環境管理の業務に従事させる



## 市町村との連携

- 伐採届に関する市町村の事務を県が受託し、奈良県フォレスターがその事務に従事



## (12) 市町村財政の健全化の取組

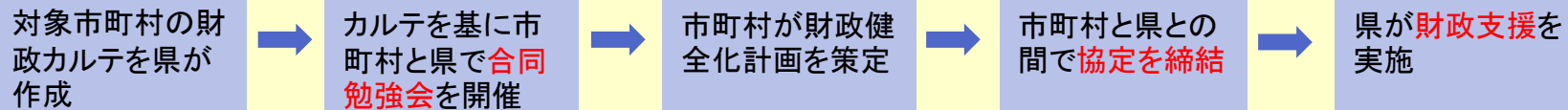
市町村業務への積極的関与型

### 発想の契機

市町村の財政状況は、**全国最下位レベル**で推移(経常収支比率 全国47位[平成30年度決算])。

### 連携の内容

- ・特に緊急を要する財政状況にある各市町村等と県との間で、**財政健全化に向けた「合同勉強会」**を開催し、現状の把握・課題の洗い出しを行うとともに、具体的な改善策(財政健全化計画)を検討。
- ・市町村が、**財政健全化計画策定**(経常収支比率を5年間で5ポイント以上改善)等の要件を満たす場合は、県は市町村との間で**協定を締結し、財政支援を実施**。



- ・対象市町村だけでなく、**全市町村の財政健全化に向けた機運を醸成**(奈良県・市町村長サミット 等)。

### 財政カルテ(4つの分野)

歳出の効率化	人件費のチェック、公債費のチェック
歳入の確保	保有財産の処分、未利用資産の有効活用、税徴収の強化
税源涵養	工場・企業誘致、奈良モデルによる経済活性化
財政のやり繰り	交付税措置のある有利な地方債の活用、県の財政支援の活用



(合同勉強会の様子)



(協定締結式の様子)

### 連携の成果

「財政健全化計画」の策定等の要件を満たした、宇陀市、平群町、河合町と協定を締結し、財政支援を実施(令和3年度)。